

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月27日
【会社名】	I N T L O O P株式会社
【英訳名】	I N T L O O P I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役 林 博文
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 管理本部長 内野 権
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目4番6号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長林博文及び最高財務責任者内野権は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年7月31日を基準日として行われており、評価に当っては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社及び連結子会社はそれぞれ単一事業であるため、各社の単位を「事業拠点」とし、当社グループの主要な事業が、いずれも役務提供による収益の獲得であるため、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断いたしました。全社的な内部統制の評価が良好であったことを踏まえ、各事業拠点の連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結会計年度の売上高の概ね2／3に達するまでの拠点を「重要な事業拠点」としてしております。その結果、当社を重要な事業拠点として選定しております。選定した重要な事業拠点においては、当社はコンサルティングサービスの提供を主要な事業としており、売上、売掛金に加え、売上原価の主たる構成要素となる外注費並びに労務費を重要な勘定とし、これに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、虚偽記載リスクが高いプロセス、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等を財務報告への影響を勘案して、税効果、貸倒引当金、連結決算を個別プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。